

長崎県労働基準監督署は県立大学の違法な労働管理の是正を行政指導中……………(その2)

長崎県立大学(公立大学法人)はこれまで、教員の労働管理を多くの大学で行われている裁量労働制(=週 40 時間の勤務時間を教員の自主管理によって振り分ける勤務制度)ではなく時間管理(=タイムレコーダーなどによる労働時間の管理)で行っているとマスコミ等に発言してきましたが、今月 1 日、労働基準監督署(労基署)は長崎県立大学がこれまで時間管理による教員の労働管理をしていないことを確認するとともに、現状の違法な労働管理を是正するように「是正勧告」を行い、来月 15 日を期限としてこれまでの違法な労働管理体制を改善するように行政指導をおこなっています。

本日、12 月 26 日、情報公開により取得された労基署の「是正勧告書」の写しについて、提供を受けることができましたので掲載します。